

○印=予算に反映済み又は実施済みの項目 △印=一部反映又は一部実施済みの項目

提言	取組状況	
アクションプラン(現行動計画)に関する提言		
・行政改革推進本部の活性化を図り、担当部局の責任を明確にした進行管理を図るべき。 ・管理職員のアクションプランの取組成果を、人事評価制度の評価対象とすべき。	・アクションプランのすべての項目について、関係部長が具体的目標を設定し、「部の仕事目標」として管理 ・人事評価制度の目標達成度評価において、関連するアクションプランの取組を評価し、勤勉手当にも反映	○ ○
職員数及び給与等の適正化		
〔定員適正化の新たな目標設定〕 ・類似団体の中で職員数の少ない自治体の上位を目指す。 目標:H26.4月当初までに正規職員100人の削減(H21.4月比)	・職員定数は、退職と採用を計画的に実施し、17年度の1,004人から173人削減 平成25年4月1日定員831名	
〔給与等の見直し〕 ・ラスパイレス指数100以下(一定率の給料カット、給料表・初任給の見直し)	・H22年度から管理職2%、一般職1%の給料カット ・H25年度から部長級2.1%、課長・補佐級2.0%、係長・主査級1.1%、主任級1.0%、主事級以下0.6%、技能職1.0%の給料カットを2年間実施	△
特殊勤務手当の見直し	・廃止:賦課徴収手当、一部廃止若しくは金額見直し:環境衛生業務手当・消防防災手当(効果額約13,000千円)	△
時間外勤務手当の見直し	・H22.10.1以降の週休日勤務(土日勤務)は、勤務日の4週間前の日から4週間後の日までの期間内において振替を行うこととし、時間外勤務扱いは行わないこととした。 ・H22.9月から、時間外勤務時間の削減目標(部ごとの組織目標・個人目標)を設定	○ ○
退職手当の見直し(早期勧奨退職制度の導入)	・国に準じて退職手当の段階的削減を実施(削減率最大17%) ・早期勧奨退職制度の対象を50歳以上から45歳以上に引き下げ	○
住居手当の見直し(持家分は廃止、賃借分は年齢制限及び上限額の引下)	・H25年度から持家に対する住居手当を廃止(月額3,000円)	△
福利厚生の見直し	・H22年度から職員互助会補助金を廃止。人間ドック受診は市から直接助成。	○
外郭団体のあり方		
・市土地開発公社:廃止(解散)すべき。 ・ふれあい振興財団:廃止(解散)すべき。 ・社会福祉協議会:団体の今後の方針を早急に確立し、基本的機能に特化すべき。	・道路事業等に係る用地先行取得についての国庫補助等の財源を確実に確保するため、現時点での存続を決定 ・市の土地買い戻しに際しH11年度まで徴収していた事務費を積み立てた内部留保(1億7,800万円)を、H22.12月に市に返還 ・H22.3月でふれあい振興財団を解散 ・デイサービスセンター・福祉センターにつき、H23年度からの次期指定管理者の公募を実施(社会福祉協議会を選定) ・デイサービス事業はH21年度から黒字に転換 (地域福祉計画において、役割の整理と地域福祉活動の要としての体制整備が求められていることを踏まえた取組を進める)	○ ○ ○ ○

行政改革推進委員会からの提言への対応状況_H25.5.30

○印=予算に反映済み又は実施済みの項目 △印=一部反映又は一部実施済みの項目

提言	取組状況	
・シルバー人材センター:市職員の派遣中止・運営補助金の削減等を実施し、民間からの受注拡大により、団体の育成と自立性強化を図るべき。	・H21年度執行分から、センターが収入している国庫補助と同額に補助金を削減 (H23.4.1に公益社団法人に移行し、民間からの受注拡大に努める)	△
・メディカルセンター:介護老人保健施設の次期指定管理者は公募により選定すべき。介護保険関連事業の効率性等の向上を図り、将来的には休日・夜間応急診療事業に特化すべき。	・介護老人保健施設について、H23年度からの次期指定管理者の公募を実施(別の医療法人を選定)	○
・外郭団体の積極的な情報開示に取り組むべき	・外郭団体の経営状況・市の関与の状況を市のHPで公表(H23.3月から)	○
議員・特別職報酬等の適正化		
・議員報酬は15%程度引き下げることが望ましい。	・市長提案の条例改正案(12%減)の修正案(12.2%削減(議長は12.8%))がH22.12月議会で可決(効果額 19,655千円)	△
・特別職(市長、副市長、教育長)給与は10%程度引き下げることが望ましい。	・市長、副市長の10%削減条例案がH22.12月議会で可決(教育長は6%) (効果額 2,589千円)	△
・議員定数は24名から20名程度への削減が望ましい。	・市民団体による条例改正の直接請求(議員報酬30%減・定数6減:24名→18名)は、H22.12月議会で否決 ・H23.3月議会でも議員提案の改正案(定数4減)が否決	
行政委員会委員報酬の適正化		
・全ての行政委員会の委員報酬は、日額制(勤務日数に応じた報酬)とすべき。ただし、勤務時間に応じた報酬制度を、例外措置として併せて導入することが望ましい。	・H22.6月議会で「生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の改正が可決。6/28から施行。 -全ての行政委員会に日額制を適用(日額16,000円~32,000円)。 -勤務時間数に応じた報酬制度(全委員会一律で1時間につき5,000円。1日当たりは日額を上限)を、例外措置として導入。 -新たな任期を迎える行政委員から適用(25年度中に全委員会で適用)	○
補助金等の見直し(H22年度)		
提言内容:36件の補助金について、廃止9件・見直し18件、継続9件。	・H25年度予算案時点での対応:廃止4件・見直し15件 (なお、H18年度に実施した全補助金の見直し提言に対しては、H19~25年度で25件の廃止など約332,200千円の削減を実施)	△